

川西市 産業ビジョン（案）

本編

川西市 産業ビジョン

目次

序章 産業に関わる社会経済情勢.....	1
第1章 川西市産業ビジョン後期計画について.....	2
1. 産業ビジョンの位置付け.....	2
2. 産業ビジョン後期計画の計画期間.....	3
3. 産業ビジョン後期計画の策定にあたって.....	3
第2章 産業振興の基本方針と取組み.....	4
1. ビジョンの体系.....	4
2. 【基本方針1】しごとの創出と暮らし・まちの活性化.....	6
3. 【基本方針2】まちのにぎわいと歴史・自然体験による交流の活性化.....	9
4. 【基本方針3】既存産業の持続と活性化.....	14
5. 【基本方針4】産業を担う人材確保と育成.....	20
第3章 産業ビジョンの推進.....	24
1. ビジョンを推進する各主体の役割.....	24
2. 産業ビジョンの推進体制.....	25

序 章 産業に関わる社会経済情勢

■我が国の社会経済情勢

我が国の経済は、令和4年（2022年）以降、個人消費の持ち直しや企業の好調な収益、設備投資の増加などから、穏やかに持ち直してきました。さらに、新型コロナウイルス感染症が令和5年（2023年）5月に2類から5類に移行し、経済をとりまく環境は改善しつつあります。

しかし、コロナ禍において社会経済が受けたダメージは大きく、未だ完全に回復したとはいえません。

海外情勢をみると、令和4年（2022年）2月にロシアがウクライナに侵攻を開始し、現在に至るもこの戦争が終了する見通しは立っていません。そして、この戦争も要因のひとつとして、世界的に燃料費や物価の高騰を招いています。さらに、中東情勢など、世界各地の情勢はめまぐるしく変動しており、金利差や景況感の違いから、金融市場の振れ幅が大きくなる局面もあり、実態経済への影響も懸念されます。

特に日本経済においては、金融緩和を目的としたゼロ金利政策が継続される一方、諸外国では利上げが進み、米国長期国債利回りの上昇などを背景として世界的に円売り傾向が強くなり、極端な円安の状況となっています。

また、モノやサービスの価格上昇に対し、最低賃金の上昇や令和5年（2023年）春闘の賃上げによって名目賃金も増えていますが、令和5年（2023年）8月の毎月勤労統計調査（厚生労働省）でみると、実質賃金（物価の影響を考慮した働き手一人当たりの収入実態）は前年同月より2.8%減少、17ヵ月連続のマイナスとなっています。

こうした円安や燃料費の上昇、物価の伸びに所得の向上が追いつかない状況は、生活の負担感を高め、事業者と消費者の双方に大きなダメージを与えるものであり、国において取組みが進められています。

■我が国・世界の潮流と本市の実情を捉えたビジョンの策定

産業を取り巻く環境変化は、大きく急激なものとなっています。こうした中、地域経済を安定的かつ持続的に発展させていくためには、地方自治体としても広範な視野を持ち、時代の流れに的確かつ柔軟に対応しなければなりません。

さらに、国・兵庫県の動向や地域の実情を踏まえ、市民や事業者のニーズを把握し、地域の資源や個性を活かして特長を伸ばし、かつ持続できるよう中長期のビジョンを描き、地域経済を支える担い手と目標を共有、協働することで、着実に施策を実現することが求められます。

第1章 川西市産業ビジョン後期計画について

1. 産業ビジョンの位置付け

川西市産業ビジョン（以下「本ビジョン」という。）は、令和2年（2020年）3月に時代の変化とともに、本市を取り巻く環境や地域の課題、市民ニーズの変化に対応するため本ビジョンを策定いたしました。

本ビジョンは、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8年間を計画期間として、本市の産業振興における将来像や基本方針・主要施策・施策の方向性を示し、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までを前期計画、令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までを後期計画としています。

前期計画は、「第5次川西市総合計画」における、商工業・農業・中心市街地活性化・観光・労働政策に係る施策目標の実現をめざす、個別計画として策定し、実行してきました。

しかし、前期計画期間中に新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出され、外出の自粛や飲食店などの店舗に営業時間短縮が要請されるなど、社会経済活動に多大な影響を与えました。

このような状況を受けて、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を社会全体で低減・抑制することをめざし、市民の暮らし方や働き方、事業者の活動について、新たな視点による取組みが求められることから、「ポストコロナを見据えた地域経済対策」を令和3年（2021年）3月に策定しました。

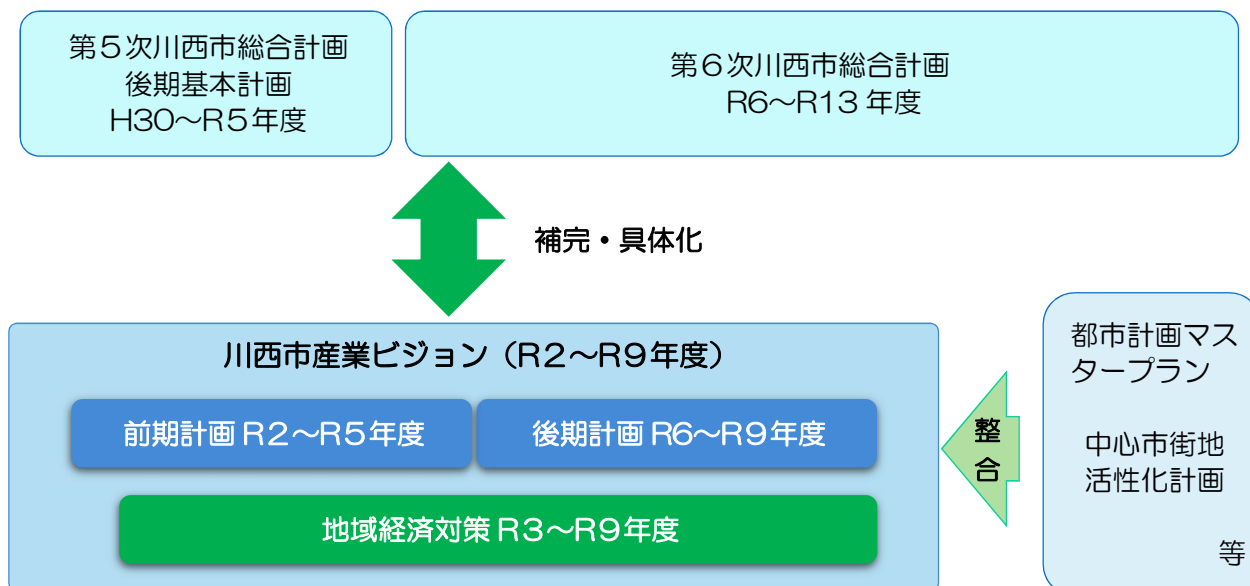
今回策定する後期計画は、前期計画の基本方針の骨格を継承し、ポストコロナを見据えた地域経済対策の内容を包含しています。また、「第6次川西市総合計画」（計画期間：令和6～13年度）で掲げるめざす都市像「心地よさ 息づくまち川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」と、都市像の実現に向けた「まちのミライを支える5つの柱」（分野別目標）のうち、「にぎわいが生まれる川西の実現」に位置づける「歴史・観光」「商工振興」「農業」「雇用就労・働く場の創出」の補完・具体化を図るものとしします。

本ビジョンに掲げる方針や施策の方向性については、「第3期川西市中心市街地活性化基本計画」（計画期間：令和2～6年度）、川西市都市計画マスタープラン（計画期間：令和6年度～13年度）など関連計画との整合を図ります。

本市は住宅都市として発展してきたことから、市内事業所の約9割が中小企業者等という特性になっています。そのことから、本ビジョンに掲げる基本方針3、基本方針4については、現在市内で事業を営んでいる中小企業者等への支援を念頭におき策定しています。

2. 産業ビジョン後期計画の計画期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間を期間とした前期計画が終了したことから、新たに令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）の4年間を計画期間として後期計画を策定するものです。



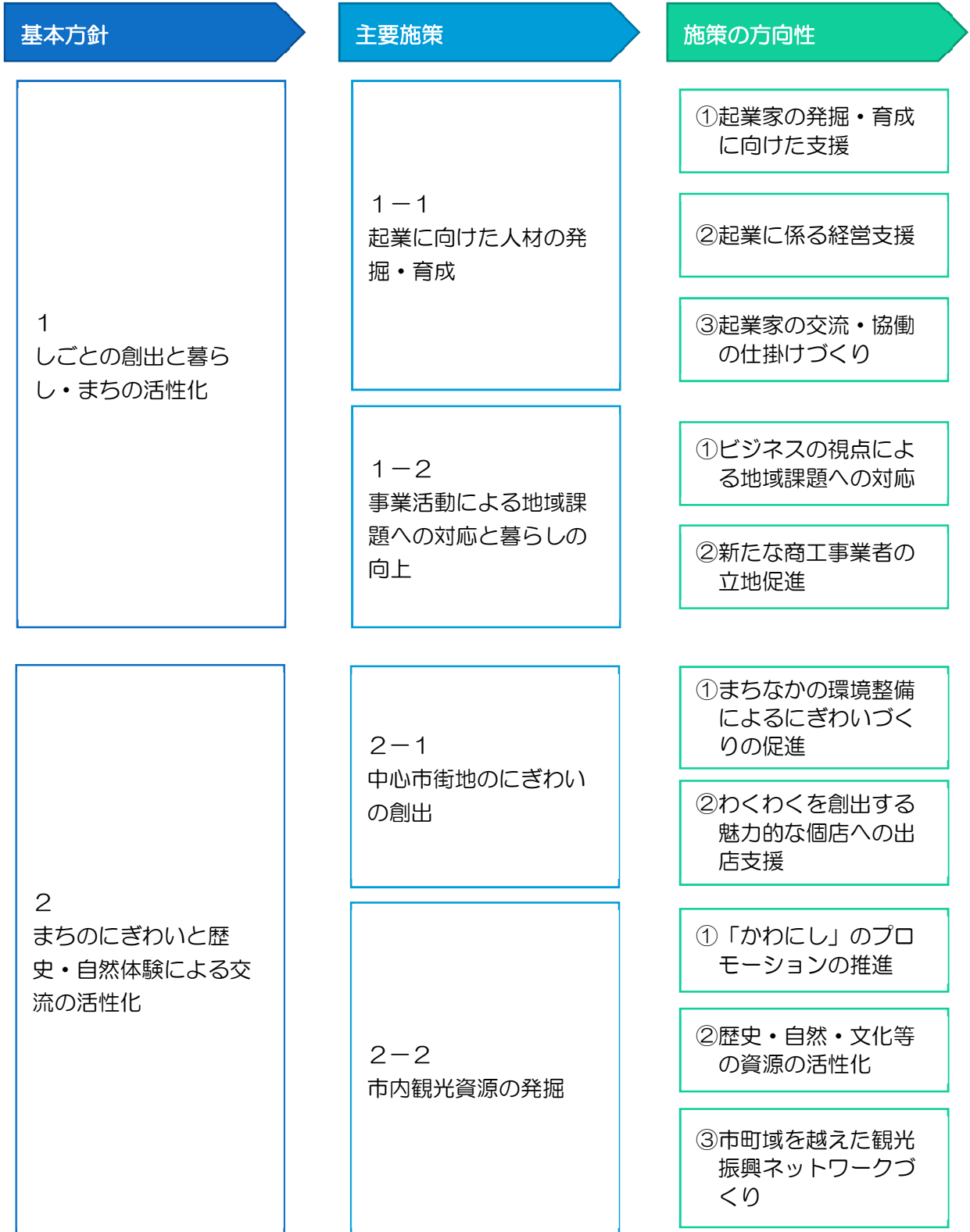
3. 産業ビジョン後期計画の策定にあたって

後期計画の策定にあたっては、各分野に精通した学識経験者などで構成する「川西市産業ビジョン推進委員会」を設置し、広く検討しました。また、市内の各産業分野の事業者や関係団体へのヒアリングを実施し、当事者の視点から見た課題や主体的な取り組みへの意識、今後の展望などについて広く意見を聞きました。

このヒアリングや前期計画各施策の進捗及び成果を踏まえ、川西市産業ビジョン推進委員会においては、市長との意見交換や専門的な知見に基づく協議を行い、本市の地域産業の強みを伸ばし、課題に対応する方向性について検討しました。

第2章 産業振興の基本方針と取組み

1. ビジョンの体系



基本方針

3
既存産業の持続と活性化

4
産業を担う人材確保と育成

主要施策

3-1
商業とサービス業の活性化と持続

3-2
工業の活性化と持続

3-3
農業の活性化と持続

4-1
人材の確保と育成

4-2
就労の支援と働き方・労働環境の向上

4-3
就労困難者への支援

施策の方向性

①地域をつなげる商店会などへの支援

②新商品やサービスの展開に向けた支援

①環境との調和による持続性の確立

②新製品開発や販路拡大への支援

①地産地消の促進と農業者の安定経営

②担い手の育成

③森林の保全

①事業承継への支援

②市内事業者の人材確保の支援

①希望する就労に向けた支援

②働き方に関する啓発の推進

③勤労者福祉の充実

①障がい者、高齢者への支援

②ダイバーシティの推進

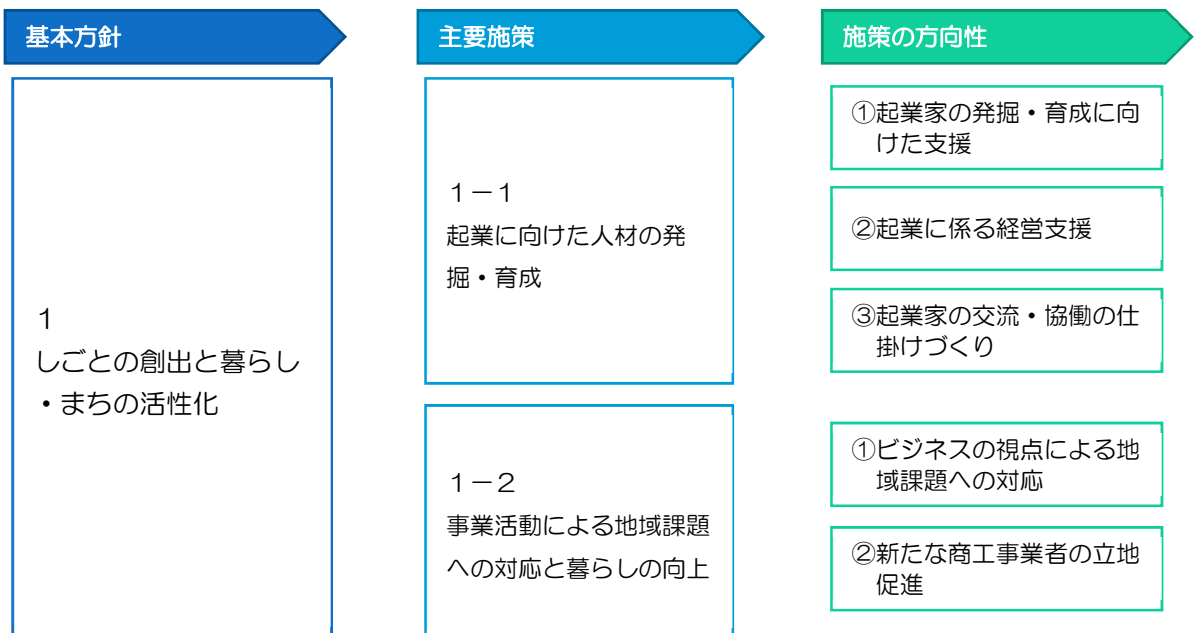
2. 【基本方針1】しごとの創出と暮らし・まちの活性化

■ 施策の視点と体系

本市は、大阪・神戸等の大都市近郊の住宅都市として、充実した道路網・鉄道網により高い通勤・通学の利便性を有しています。また、自然環境に囲まれ、生活関連施設が市域に広く立地しており、豊かな居住環境を備えています。今後も進行することが予想されている人口減少、少子・高齢化の中においても、地域で働き、活動し、暮らすことのできる豊かな居住環境とまちの活力の持続をめざし、新たなビジネスの立ち上げや起業後のさまざまな課題への支援、起業家同士あるいは起業家と既存事業者・市民の交流や協働の場が求められます。

加えて、住宅都市である本市の特性などを考慮すると、都市部で働く市内在住のビジネスパーソンと市内事業者、起業家などの異業種・異職種の交流や協働により、副業・兼業による人材の発掘・育成を行うなど、ビジネスの手法による対応が必要とされています。また、市の北エリアでは、新名神高速道路の川西インターチェンジの整備に伴い、舎羅林山開発事業を始め、大型物流施設の整備が順次進んでおり、新たな地域の活性化に資する産業の立地が期待されています。

このような新たなしごとを創出する起業家や事業者による事業展開を促し、地域課題の解決や活性化に向けた取組みを行い、働き、暮らし続けたいと思うまちづくりを行います。



■ 主要施策・施策の方向性 (※新規事業には「★」マークを記載しています)

1-1. 起業に向けた人材の発掘・育成

起業は、地域経済の新陳代謝を促し、革新的な技術やサービスなどが市場に持ち込まれ、生活の利便性向上や事業者間取引の活性化、新たな雇用の創出など、さまざまな波及効果が見込まれます。住宅都市として発展してきた本市の居住環境の持続と産業の活性化をめざし、起業支援や、起業家の安定した経営を支援します。

また、「コワーキングスペース」は起業家などのしごとの場となり、起業をめざす人や起業に関心のある人を含む利用者の交流やセミナーの受講による課題解決など、新しい事業展開のアイデアが生まれる場としての機能が期待される施設です。令和4年(2022年)3月にコワーキングスペースがオープンし、順次、市内にコワーキングスペースが整備されており、起業家同士の情報交換や起業希望者へのセミナー開催など、課題解決に向けた地域との連携が期待されます。

施策の方向性① 起業家の発掘・育成に向けた支援

- ・関係機関と連携し、川西女性起業塾などで起業の基礎知識などに関するセミナーや個別の状況に応じた相談を行います。

施策の方向性② 起業に係る経営支援

- ・新たな担い手による地域の活性化やにぎわいの創出に向けて、新規開業する飲食・小売店などの店舗の立ち上げに対し、新規出店事業支援補助金制度により支援します。
- ・本市では創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業受講証明書を交付することで、商工会、日本政策金融公庫、池田泉州銀行と連携し、起業時や起業後間もない時期の借入などによる資金調達を支援します。
- ・飲食業や小売業に限らず、幅広い業種での起業希望者が増加していることから、起業へのステップアップに向けて、さらに幅広い業種の支援を伴行的に行います。

施策の方向性③ 起業家の交流・協働の仕掛けづくり

- ・市内に複数ある「コワーキングスペース」を有機的に機能させることが必要であることから、兵庫県が行うコワーキングスペースのネットワーク化の支援などと連携し、コワーキングスペースの活性化を図ります。



コワーキングスペースの様子

1-2. 事業活動による地域課題への対応と暮らしの向上

市内の各地域課題を、ビジネスの手法により解決する「コミュニティビジネス」の主体による活動や、個人などの資産やスキルなどを活用した「シェアリングエコノミー」の展開が期待されています。

一方、市の北エリアに開通した新名神高速道路の川西インターチェンジ周辺については、平成27年(2015年)3月に「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を策定

し、市街化調整区域における開発許可制度として地区計画制度を活用して、市街化調整区域の緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発・建築が可能となる枠組みを整備しています。また、舎羅林山開発事業が令和3年度（2022年度）に着工し、大規模な事業用地の整備が進んでおり、新たな商工業者の立地を促進する必要があります。

施策の方向性① ビジネスの視点による地域課題への対応

- ★ビジネスパーソンや企業、市民が学び合い、スキルなどをシェアする機会の創出支援を行うなど、「シェアリングエコノミー」の具体的な施策展開への適用を図ります。
- ★地域・社会課題を解決するビジネスプランに対し、「クラウドファンディング型ふるさと納税」を活用した資金面の支援などを行います。
- ★副業・兼業による人材の発掘・育成の方策について検討し、住宅都市である本市の特性などを考慮して、都市部で働く市内在住のビジネスパーソンと市内事業者、起業家などの交流する機会の創出を図ります。
 - ・「ソーシャルビジネス支援ネットワークかわにし」を通じて、地域課題について、ビジネスの視点から取組みを行う「コミュニティビジネス」の起業に向けて支援します。
 - ・地方自治体が行う地方創生の取組みに対し、企業が寄付を行い応援する「企業版ふるさと納税制度」を活用します。
 - ・「第2期経営発達支援計画」に基づく同業種・異業種連携の場の創出などを進めます。
 - ・民間団体などからの提案募集など、官民連携での取組みを推進します。

施策の方向性② 新たな商工事業者の立地促進

- ★市内へ立地を希望する事業者に対し、地域未来投資促進法に基づく本市基本計画に基づく税の優遇措置や、兵庫県産立地条例に基づく支援措置の併用などにより企業立地を促進します。
- ・「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に基づき、土地利用の実現に向けた地区計画の策定を支援します。



川西インターチェンジ

■ 評価指標

基本方針1. しごとの創出と暮らし・まちの活性化

指標名	基準年度	基準値	目標値 (R9年度)	方向性	根拠資料
起業セミナー受講者の起業者数	R4	21人	30人		川西市産業振興課
開業率	R3	4.60%	5.50%		経済センサス活動調査

3. 【基本方針2】まちなのにぎわいと歴史・自然体験による交流の活性化

■ 施策の視点と体系

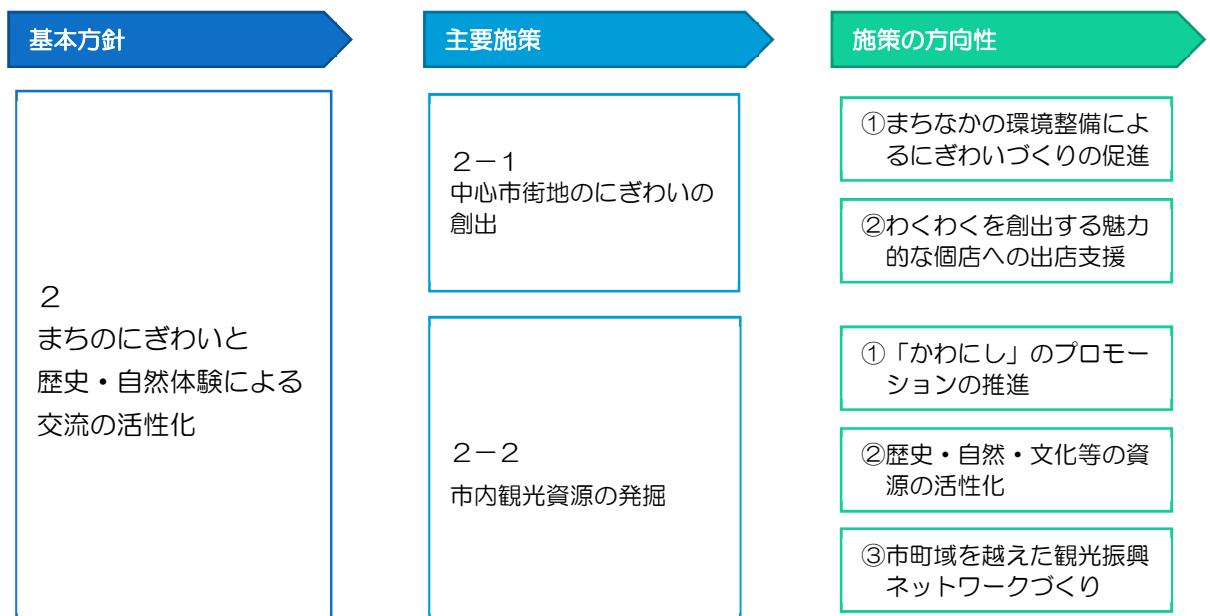
本市の交通特性として、中心市街地には阪急電鉄及び能勢電鉄川西能勢口駅、JR西日本川西池田駅、阪急バス阪急川西能勢口駅といった公共交通機関が集まり、交通の結節点として多くの乗降があります。また、新名神高速道路の川西インターチェンジが整備されるなど、交通の利便性が向上しています。

本市の顔である中心市街地では、公共施設へのルートを示す案内サイン板の設置を行うなど、回遊性の向上を図ってきました。一定の回遊性の向上は示していますが、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区をつなぐ回遊性については、大きな改善は見られていません。しかし、それぞれの地点ごとでにぎわいを見せており、にぎわい創出に向けた回遊性向上についての検証が必要です。

今後は、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区の中間地点など、中心市街地内の各地点のにぎわいを創出し、地点ごとに連携しながら、居心地が良く歩きたくなる空間の創出を図ります。一方で、道路空間を活用したにぎわいイベントの開催支援により、まちのプレイヤーが増加し、にぎわいの創出が進んでいます。今後は、この中心市街地のにぎわいを市内全域に波及させることが必要です。

本市は「清和源氏発祥の地」であり、「三ツ矢サイダー発祥の地」などの観光資源や、「清和源氏まつり」「猪名川花火大会」など多彩なイベントを活かすとともに、潜在的な観光資源の発掘により「かわにし」のプロモーションを推進します。また、「にほんの里100選」に選ばれた黒川地区は、令和2年（2020年）に「川西市黒川地区における開発行為及び建築行為に関する条例」を制定し、黒川を中心としたまちづくりの方針に基づいて、物品販売業を営む店舗など地域の活性化に資する施設について、都市計画法の規制緩和を行っています。

しかし、令和5年（2023年）12月に能勢電鉄妙見の森事業（ケーブル、リフト、バーベキューテラスなど）が廃止されたことで観光客の減少が想定されます。今後は、能勢電鉄沿線市町と連携した観光振興ネットワークづくりに努め、観光交流を進めるなど、来訪を促進する取り組みを展開します。



2-1. 中心市街地のにぎわいの創出

中心市街地では、令和4年(2022年)9月に川西市立総合医療センターが開院し、まちなかの環境整備が進んでいます。今後は、地域事業者などの連携や交流の促進などにより、地点ごとの連携を図りながら、にぎわいをさらに大きなものにする必要があります。

令和5年度(2023年度)に本市第三セクターである三社(川西都市開発(株)・(株)パルティ川西・川西能勢口振興開発(株))が合併しました。これにより、商業施設などの連携が促進され、さらなる中心市街地活性化への寄与が期待されます。また、魅力的な店舗への出店支援を行うことで、中心市街地内に魅力ある小売店や飲食店などの個店が多数立地する一方で、敷地面積の大きいテナントにおいては、空家が目立つため、事業者間の連携などにより、まち全体の魅力を向上することが必要です。

施策の方向性① まちなかの環境整備によるにぎわいづくりの促進

- ★中心市街地内の地点ごとのにぎわいをつなぎ、さらなるにぎわいを創出するため、商業施設が相互に、あるいは商業施設と地域事業者などの協働による各施設間の主体的な連携を支援します。
- ★「まちなか交流拠点マチノマ」を中心市街地の各ポイントをつなぐ交流拠点と位置づけ、情報発信及び交流の促進をすることでまちなかのにぎわい創出を図ります。
- ★藤ノ木さんかく広場や市役所南広場などの市有地や未利用地などを利用したキッチンカー出店に加え、イベントの開催などの施策を検討し、にぎわいの創出を図ります。
 - ・事業者団体などによる創意工夫を凝らした自発的な集客イベントの開催を支援するため、周遊型集客事業などを支援します。



マチノマ (イメージ)



キッチンカー (イメージ)

施策の方向性② わくわくを創出する魅力的な個店への出店支援

- ・新規出店事業支援補助金を実施し、地域内の空き店舗などに新たに出店する小売店や飲食店などの開店に対する支援を行い、魅力的な個店の出店支援を図ります。
- ・中心市街地に新たに出店する事業者や開店後間もない事業者の抱える経営課題に対応するため、専門家による経営指導の他、セミナーや訪問支援などのさまざまな手法によるフォローアップを検討し、事業者の経営継続を支援します。
- ・弾力的な道路占有許可をすることで、道路空間を活用した多様な主体によるにぎわいイベントの開催を支援し、来街者の継続的な増加とともに周辺の商業施設などへの集客誘導を図ります。

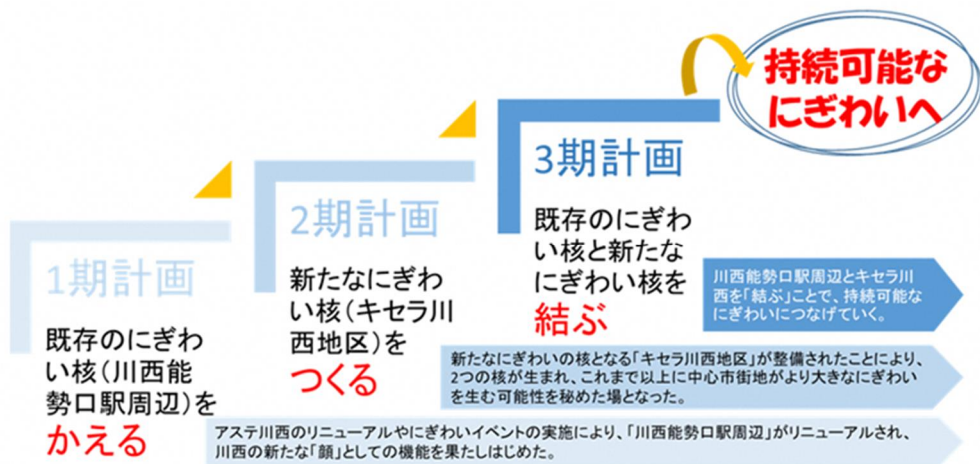


新規出店内装工事（イメージ）



道路空間活用箇所例（川西能勢口駅前デッキ）

< 川西市中心市街地活性化基本計画の進展 >



(1) 第1期計画

計画期間：平成22年度～平成26年度

実施事業：川西能勢口駅周辺の商業施設のリニューアル、イベントの実施等

(2) 第2期計画

計画期間：平成27年度～令和元年度

実施事業：キセラ川西せせらぎ公園、文化ホールや福祉・保健・公民館機能が連携した複合施設、民間の大型商業施設等のキセラ川西地区の整備

(3) 第3期計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

実施事業：川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区の回遊性の向上、働く場所や魅力的な場所の増加による持続可能なにぎわいの創出

2-2. 市内観光資源の発掘

本市は「清和源氏発祥の地」、「三ツ矢サイダー発祥の地」としての歴史など、市民はもとより、市外からも注目を集める歴史・文化資源を有しています。また、清和源氏まつりや猪名川花火大会、川西一庫ダム周遊里山ファンランなどのイベントを開催して、市外からの来訪者の呼び込みを図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う外出自粛などに伴い、集客に大きな打撃を受けました。令和5年（2023年）5月に5類感染症へ移行し、ポストコロナへの歩みが進みつつあることから、イベントを再開しています。

一方で、本市北部は、明治時代に建築された旧黒川小学校の北校舎、国登録有形文化財である旧平安邸、旧平賀邸、南部には、弥生時代中期の集落であった加茂遺跡など文化資源が市内に点在しています。これら文化資源は、さらなる活用の可能性があることから、文化資源を磨き上げながら、新たな魅力を発掘する必要があります。加えて、本市の立地は、大阪と神戸から近くにあり、交通機関などで訪れやすい特性のため、日帰り観光ルートの開発も効果的だと考えられます。

本市は、兵庫県の東端に位置し、歴史的・文化的に隣接する猪名川町や大阪府の池田市、能勢町、豊能町との関係が深くあります。しかし、これら隣接市町との連携・交流は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。令和5年（2023年）5月に新型コロナウイルスが5類に移行したことから、あらためて隣接市町と協議する必要があります。

また、本市を南北に縦断する能勢電鉄は、市最北部に位置する黒川地区や妙見山、豊能町、能勢町方面へのハイキングなどの観光ルートとして非常に大きな役割を果たしています。同電鉄と連携しながらネットワークづくりを推進する必要があります。なお、令和7年（2025年）に大阪・関西万博が開催されることから、兵庫県が行う「ひょうごフィールドパビリオン」とのつながりを持たせる必要があります。

施策の方向性① 「かわにし」のプロモーションの推進

- 本市の知名度やイメージの向上を図り、市内観光資源のプロモーションを推進するため、「清和源氏」などの歴史・文化資源をキーワードとしたプロモーションを実施します。
- 市内事業者や団体、交通事業者などとの連携による、清和源氏まつりや猪名川花火大会、川西一庫ダム周遊里山ファンランなどの交流・集客イベントを効果的に開催します。
- SNSなどを活用し、市民とともに川西の魅力を市内外に発信します。



多田神社拜殿（国指定重要文化財）



清和源氏まつり



猪名川花火大会

施策の方向性② 歴史・自然・文化等の資源の活性化

- 黒川地区の住民や地域団体と連携し、ワークショップを開催して地域で活動する人材を発掘します。
- 国指定史跡の加茂遺跡や清和源氏ゆかりの多田神社など文化遺産を市内外へPRします。
- 黒川里山センターでの里山体験や文化を伝承するワークショップを開催して都市近郊の立地を活かした自然体験プログラムなどを提供します。



黒川里山センター

施策の方向性③ 市町域を越えた観光振興ネットワークづくり

- 猪名川上流に位置する1市3町で構成する「猪名川上流の地域資源を活用するネットワーク会議（いいな里山ねっと）」のあり方を検討します。
- 猪名川花火大会の池田市との共同開催、県が取り組む北摂里山博物館や阪神北地域ツーリズム振興協議会と連携したPRなど広域的な観光振興の取組みを展開します。



阪神北地域ツーリズム振興協議会

■ 評価指標

基本方針2. まちのにぎわいと歴史・自然体験による交流の活性化

指標名	基準年度	基準値	目標値 (R9年度)	方向性	根拠資料
観光入込客数	R4	1,319 (千人)	1,385 (千人)	↗	川西市 文化・観光・スポーツ課
中心市街地の歩行者・自転車通行量(休日)	R4	39,771 (人)	42,000 (人)	↗	川西市 産業振興課

4. 【基本方針3】既存産業の持続と活性化

■ 施策の視点と体系

本市の事業所においては、約9割が中小企業者等で占めており、その中でも従業員5人以下の小規模事業者が約6割となっています。市内の事業者は、市内経済の活性化に大きな役割を果たすとともに、市民の雇用の受け皿にもなっています。また、多くの市内事業者が地域貢献活動を行っていることなどから、中小企業者等が課題に向き合い支援を行う必要があります。

令和4年（2022年）2月のロシアによるウクライナ侵攻などを一因とする燃料費や物価高騰が続いており、市内産業や市民生活に大きな影響を及ぼしています。また、商品・サービスなどの高付加価値化や業務の効率化のためにはDX化の推進が必要不可欠な課題となっています。なかでも、電子商取引（EC）の市場規模が直近10年間で2倍以上に拡大し、EC化率は全商取引の9%まで上昇しており、電子商取引への対応は既存産業の持続と活性化のために重要な課題となっています。

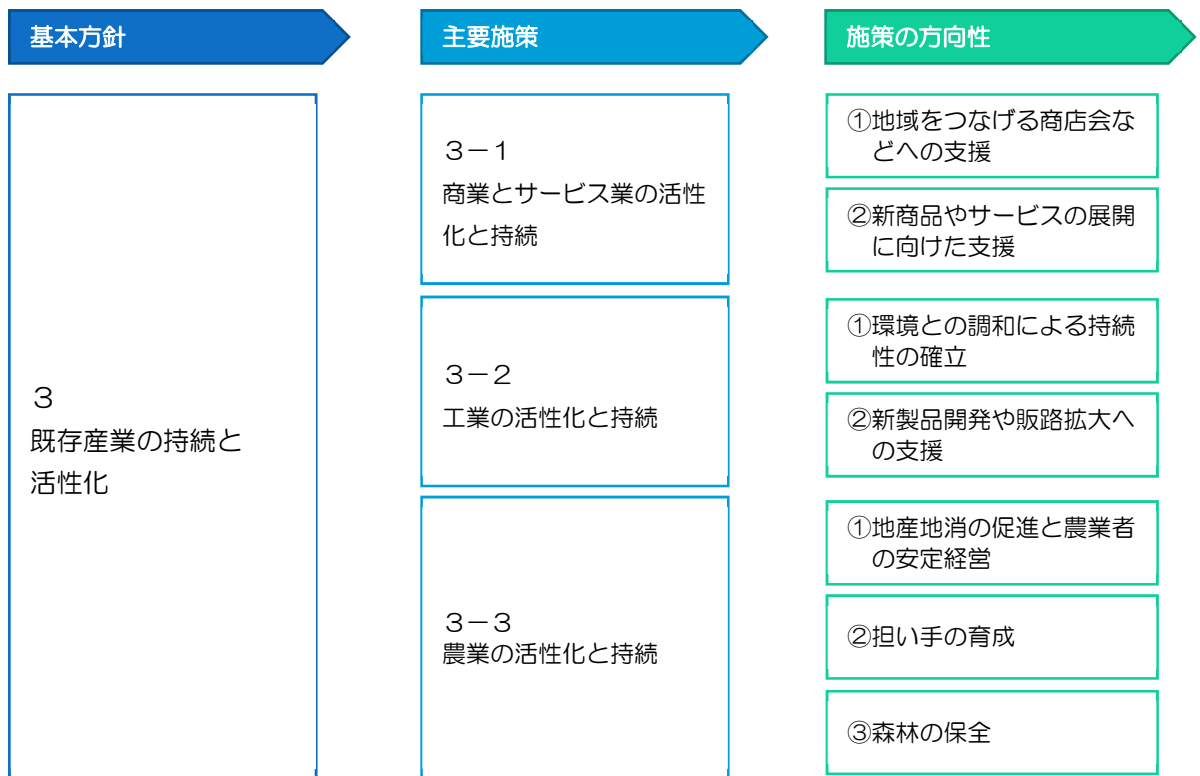
商業は、川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区の都心核に商業施設が集積するほか、中・北部の住宅団地内などに商業地域が形成され、地域に密着した店舗と大型の商業施設が共存しながら地域住民の生活を支えてきました。しかし、事業者の高齢化や後継者不足などにより、地域に根差した商業が衰退傾向にあります。

工業は、南部・中部に工業地域があり、製造、加工及び組立に関連する工場などが集積しています。コロナ禍によるダメージや燃料費・物価の高騰、グローバル化の影響を受け、事業所数及び製造品出荷額は減少傾向が続いています。一方、北部では、新名神高速道路の川西インターチェンジの整備に伴い、舎羅林山開発事業を始め、大型物流施設や工業用地の整備が順次進んでおり、新たな事業者の立地に加え、副次的な経済的波及効果が期待されます。地域に根付いた各産業の持続は、サービスや技術を継承するとともに、新しく参入する事業者との連携による事業活動の活性化が期待されます。

農業は、特産物として南エリアではいちじくや早生桃が、中・北エリアでは北摂栗が栽培されています。その他にも大都市近郊という立地を活かした農作物が栽培されていますが、高齢化、後継者不足により農家数や耕地面積が大きく減少しています。特に生産緑地については、平成4年（1992年）に指定された生産緑地が令和4年（2022年）に期限である30年を迎え、一部が買取申出による解除手続きを行うなど、耕地面積のさらなる減少につながっています。

さらに、井堰や水路などの老朽化が進んでいます。これら農業施設の維持管理や修繕は、多額の費用が必要となり、農家数や耕地面積が減少している中で、今後の対応方法を検討する必要があります。このように本市の農業施策に関しては、総合的に検討する時期にきています。

本市の自然環境と生活利便性、就労の場が近接した豊かな居住環境を継続し、今後も長きにわたり、身近な地域で働き、暮らすことのできるまちを実現するため、既存産業の持続と活性化を推進します。



■ 主要施策・施策の方向性 (※新規事業には「★」マークを記載しています)

3-1. 商業とサービス業の活性化と持続

本市内には、川西能勢口駅周辺をはじめ、能勢電鉄沿線や住宅団地に商店会などが形成され、地域ニーズに密着した商業やサービス業が展開されています。近年の少子・高齢化や人口減少、大規模集客施設の立地や消費行動の変化の中においても、身近な地域の商店が持続して事業展開を行い、市内で買い物をする市民の割合が高い状況が継続するよう商店会などの活性化を図ります。長引く燃料費や物価の高騰対策として、経済情勢及び国・県の動向を注視しながら、必要に応じて事業者の経営継続支援及び消費喚起の両面から活性化を図ります。

新たな商品やサービスを開発する事業者は高い競争力を有するとともに、市内の関連産業に対して大きな波及効果をもたらすことが期待されることから、新たな事業展開や新商品・サービスの開発を進める事業者の支援を行います。また、中小企業者等の競争力を強化するため、電子商取引をはじめとした DX の導入を図る商業・サービス業者への支援を充実させていきます。

施策の方向性① 地域をつなげる商店会などへの支援

- 商業者団体などによる創意工夫を凝らした自発的な集客イベントの開催を支援するため、現行の補助制度を効果的に活用ができるように見直しを図ります。
- 経済情勢及び国・県の動向を注視しながら、必要に応じて、さまざまな手法を用いた事業者支援施策を推進します。

施策の方向性② 新商品やサービスの展開に向けた支援

- ★商業者や製造業をはじめとする他産業の事業者、大学・支援機関など多様なステークホルダーと連携し、本市ならではの特産品の創出を推進します。
- ★倒産・廃業の一因である中小企業者等の DX 化の遅れに対応し、競争力を強化するため、DX の必要性について周知を図ります。また、事業者のニーズを把握し、中小企業者等を中心とした市内事業者の DX 化の支援施策を推進します。
- ★「ひょうごSDGs 推進宣言事業」、「ひょうご産業SDGs 認証事業」の認定を受けた市内事業所を紹介、PRします。
 - 新たな担い手による地域の活性化やにぎわいの創出に向けて、新規開業する飲食・小売店などの店舗の立ち上げに対し、新規出店事業支援補助金制度により支援します。（再掲）
 - 経営環境に対応した新たな取組みを推進するため、兵庫県から経営革新計画の承認を受けた事業者に対し、経営革新計画に基づく事業に要する経費の補助を実施します。
 - ふるさとづくり寄附金推進事業における寄附者への記念品の協力事業者として市内事業者を認定し、地場産品、サービスなどの PR や受注機会の創出に向けて取り組みます。
 - 商業、サービス業者の見本市出展の経費に対する見本市出展補助金を実施し、販路の拡張及び情報収集を支援します。



新規出店内装工事（イメージ）



商業関係見本市（イメージ）

3-2. 工業の活性化と持続

市内の工業地域では、廃業した工場の跡地に住宅が建ち、既存の工場と住宅が隣接することにより操業環境が悪化している事例があります。製造業などの事業所の操業や労働環境の改善など、工業の持続性を高め活性化につなげます。

工業分野において、経営革新計画の策定や新たな技術開発、産業財産権の取得は、企業の競争力の基礎となるとともに、企業価値の向上にも資する側面があります。このような新製品開発や販路拡大を図る事業者への支援を行います。

施策の方向性① 環境との調和による持続性の確立

- 住工混在の状況となっている工場などの操業や労働環境の改善を行う事業者に対し、操業・住環境保全事業補助金を活用し、低騒音設備などの整備に対する支援を行い、事業の持続性を高め工業の活性化を図ります。また、地域未来投資促進法に基づく基本計画での税の優遇措置や、兵庫県の産業立地条例での支援措置の併用などにより、市内工業地域などへの移転の促進などの施策を推進します。
- 環境経営システムの構築・運用・維持により、経費の削減や生産性の向上などが見込まれる「エコアクション 21」の認証に係る経費に対する補助を実施するとともに、エコアクション 21 地域事務局と連携した説明会の実施などを検討し、事業者の環境への取組みを推進します。



都市計画マスタープラン工業地区
(市南部・紺色部分)

- ★「ひょうごSDGs推進宣言事業」、「ひょうご産業SDGs認証事業」の認定を受けた市内事業所を紹介、PRします。（再掲）
- ・事業継続力強化計画の認定を受けた企業が導入する、防災減災設備の購入に対する支援など、中小企業者等の経営の強靱化を図ります。

施策の方向性② 新製品開発や販路拡大への支援

- ・経営環境に対応した新たな取組みを推進するため、兵庫県から経営革新計画の承認を受けた事業者に対し、経営革新計画に基づく事業に要する経費の補助を実施します。
- ・新技術や新製品の開発を図るため、国、県などから補助金を受けて技術開発を実施する事業者に対し、技術開発に要する経費に対する補助を実施します。
- ・経営基盤の確立を図るため、新技術の開発を行う事業者に対し、産業財産権（商標、意匠、特許、実用新案）の取得に係る経費に対する補助を実施します。
- ・工業事業者の見本市出展の経費に対する見本市出展補助金を実施し、販路の拡張及び情報収集を支援します。



工業関係見本市（イメージ）

3-3. 農業の活性化と持続

本市の農業は、大阪・神戸などの大都市圏への出荷のみならず、地産地消の推進により、市民に安心・安全で新鮮な農作物を供給し、安全で良質な食生活を提供するという重要な役割を担っています。そして、特産物であるいちじく、もも、北摂栗などを活用した商品が開発・販売され、市内事業者の魅力・イメージの向上が図られるほか、本市のPRにつながります。また、農地は、農作物の生産のほかに、多面的な機能を有し、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などといった機能を持っています。市街化区域内の生産緑地や、その他の農地を保全に向け、農業の担い手を育成するとともに維持・管理について支援を行います。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場などの機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。そして、本市の森林面積は、私有林、公有林を合わせて2,054haで総面積の約38%となっています。市内には、林業を生業としている事業者が無く、十分に管理が行き届いていない状況にあるため、豪雨により市域の山間部から土砂、流木などによる水路の溢水被害が発生していることから、国・県と連携して治山事業に取り組み森林保全に努めています。

そのほか、「にほんの里100選」に選ばれた黒川地区の里山は、身近な観光資源として重要な役割を担っているため、里山の保全に取り組みます。

施策の方向性① 地産地消の促進と農業者の安定経営

- ・消費者と生産者の相互理解を深め、地産地消による食の安全と安心を実現するため、JAや関係団体と連携した直売所の設置や生産者による主体的な活動を支援します。
- ・農業振興研究会やJA、関係団体との連携による、いちじく・もも・くりなど、特産品の即売会の開催を支援します。

- 農業者の安定経営のために経営所得安定対策の実施や農業共済・収入保険の加入を促進します。
- 「阪神農産物パワーアッププロジェクト事業」に随伴し、制度のさらなる周知を図りながら、ビニールハウスの設置や、高収入作物の生産を支援します。
- 農業者が運営する直売所のマップと、直売所や地域の農産物を販売する小売店に配布するのぼりの配布や、地域の直売所の市 HP への掲載などを行い、地域の農産物の直売システムの構築支援と PR の推進を行います。



いちじく（朝採りの恵み）



もも

施策の方向性② 担い手の育成

- 耕作放棄の防止と新たな担い手育成に向け、農地バンク制度及び市民ファーマー制度を活用して支援します。また、市内生産者から指導を受けて新規就農を考える人へ継続的に支援します。
- 農業用施設などの改修に要する費用について、市が補助を行うことにより、農地の安全と農業生産力の向上を図る農業用施設応急改良事業費補助金を実施し、ため池や農業用水路などの点検・修繕などを支援します。
- 農作物被害を低減するため、社団法人兵庫県猟友会川西支部と連携し、有害鳥獣の捕獲を実施しながら、新たな担い手の育成を検討します。
- 生産緑地の保全・活用に向け、面積要件の引き下げを踏まえ、生産緑地の新規・追加指定と特定生産緑地の指定の申出への対応を行います。
- 生産緑地での営農が困難になった所有者に生産緑地の貸借を円滑化する「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく申請の案内を行い、農地を借受けたい農業者につなげることで、都市農地の保全につなげます。
- 先行する好モデルの取組みを広げるため、障がい者・高齢者などの農業分野での活躍と農業の人手不足などの課題に対応する「農福連携」や自然の恩恵や食生活への理解を高める「農教連携」の展開を支援します。
- JA 矢間農園で農業指導を受けて農業体験をした者の、就農に向けたステップアップを支援する農業担い手づくり事業を実施し、農業の担い手の育成をめざした、新たな農業体験機会の創出を図ります。
- 貸し手の登録を募って借り手とのマッチングを行い、利用権を設定する市民ファーマー制度を活用し、農地活用や利用者資格の緩和を図ります。



耕作放棄地（イメージ）

施策の方向性③ 森林の保全

- ★山地防災に対応するため、治山事業への協力など、県と連携した山地防災対策を推進します。
- ・里山林などの身近な森林の整備・保全のため、森林ボランティア団体への補助を実施します。
- ・森林環境譲与税を活用した、森林整備や担い手の確保、木材利用の促進などについて検討します。



黒川地区

■ 評価指標

基本方針3. 既存産業の持続と活性化

指標名	基準年度	基準値	目標値 (R9年度)	方向性	根拠資料
市内総生産額	R2	316,397 (百万円)	330,000 (百万円)	↗	兵庫県 市町内総生産
市内事業所数	R3	3,761 (事業所)	3,800 (事業所)	→	経済センサス 活動調査
市内事業所従業者数	R3	37,548 (人)	38,000 (人)	↗	経済センサス 活動調査
市内で買い物をする人の割合	R4	85.80%	90.00%	↗	川西市 市民実感調査
年間商品販売額	R3	小売業 131,272 (百万円) 卸売業 16,285 (百万円)	小売業 132,000 (百万円) 卸売業 16,500 (百万円)	→	経済センサス 活動調査
製造品出荷額等	R3	66,675 (百万円)	67,000 (百万円)	→	工業統計調査 →経済構造実態調査
農業産出額(推計)	R3	440 (百万円)	440 (百万円)	→	農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果

5. 【基本方針4】産業を担う人材確保と育成

■ 施策の視点と体系

本市は、産業の担い手である生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が継続することが見込まれます。

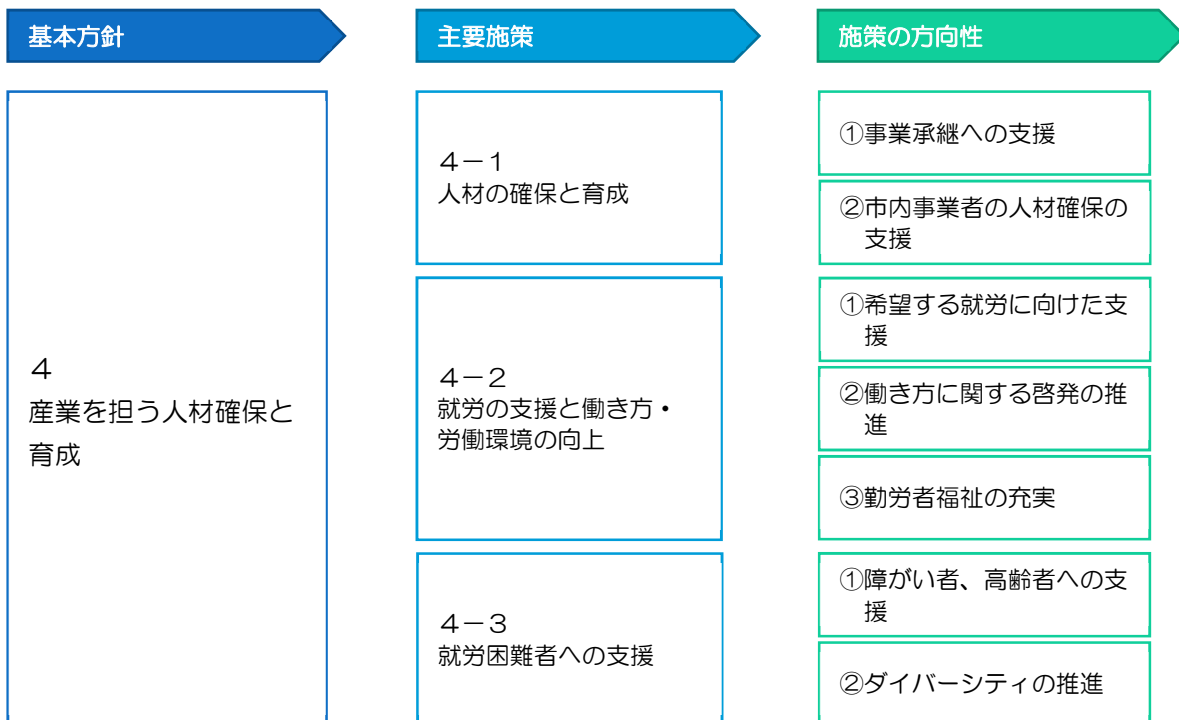
令和元年度（2019年度）から働き方改革関連法が順次施行され、労働環境や労働条件などの改善が進む一方で、さらに多くの働き手が必要となったことにより、労働力不足が加速する状況となっています。また、入職率・離職率がともに年々上昇するなど、雇用の流動性が高まっており、転職しやすい状況が生じています。このような状況は、就労希望者への訴求力が弱い中小企業者等においては、人材不足をさらに加速させる一因となっており、中小企業者等へ人材確保の支援が必要です。

さらに、大型物流施設が多数立地する本市においては、令和6年（2024年）4月以降に自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が制限されるいわゆる「2024年問題」による影響も懸念され、働き手を求める事業者への支援は大きな課題となっています。

就労支援施策においては、民間の就職情報提供サービスの充実やハローワークの求人検索機能のスマートフォン対応などにより、本市への就労に関する情報提供へのニーズは減少する一方、相談などの人的支援へのニーズは増加しており、就労支援施策の方向性の変更が必要です。

これらの課題に対応するため、市内産業を担う経営者はもとより、その後継者と技能を持った人材や魅力あるサービスを提供する人材など、企業の将来を担う人材の確保と育成を進め、市内産業の持続的な発展を図る必要があります。また、より密接に国、県との連携を図るとともに就労関係機関と協力し、人材の確保・育成に取り組むほか、新たな担い手への事業承継の促進・支援に取り組む必要があります。

さらに、人生の各段階に応じて希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発など、働き方に関する啓発の推進を行うとともに法定健康診断の機会の確保など、勤労者福祉の充実を図り、働き方と労働環境の向上に努めます。



4-1. 人材の確保と育成

事業者の事業承継は、その事業主だけではなく従業員、取引先にとって大きな課題となります。また、独自の技術などを有する企業の安定的な事業継続は市の重要な課題とも考えられ、安定的に事業を引き継ぎ、持続的に発展していくことは、地域経済の基盤として、最も大切な要素と考えられます。

また、昨今の雇用情勢を考慮し、安定した経営継続のために、中小企業者等を中心とした市内事業者の人材確保及びその育成に向けた支援を行います。

施策の方向性① 事業承継への支援

- ・地域産業の担い手となる経営者や従業員の継続的な確保を図るため、県・商工会・金融機関などと情報共有を図りながら、事業者へのヒアリングを行い、ニーズに合った事業承継の支援施策を推進します。

施策の方向性② 市内事業者の人材確保の支援

- ★市内事業者への人材確保施策の必要性及び具体的な支援施策について関連団体へのヒアリングなどを行い、ニーズに合った支援施策を推進します。
- ★市内事業者の人材採用・人材育成に向けた個別相談会や人材採用に関するセミナーの開催など支援施策を検討し、幅広い手法を用いて市内事業者の人材確保を支援します。
- ★事業者のニーズに応じて、伊丹公共職業安定所と連携してさまざまな規模の就職面接会・相談会などを実施し、市内で働く場所の確保及び市内事業者の人材確保を支援します。
- ★県が実施する県内企業人材確保支援事業と連携し、利用を促進することで、中小企業者等の人材確保や若年人材の就労・定着を支援します。
- ・若者を対象とした就労体験事業を継続して実施し、採用前に就労希望者の状況を確認できる機会を事業者に提供することで、安定した就労継続を見据えた事業者と就労希望者のマッチングを図り、市内事業者の人材確保を支援します。

4-2. 就労の支援と働き方・労働環境の向上

就労支援施策においては、従来の情報提供型の支援を行うだけでなく、就労希望者に寄り添った伴走的な支援を行うことで、就労に関する課題解決につなげ、安定した就労継続も見据えた支援を行います。

また、平成30年(2018年)7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、令和元年(2019年)4月1日から施行されたことで、労働環境や労働条件などの改善が期待されています。

働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることをめざします。

施策の方向性① 希望する就労に向けた支援

★伊丹公共職業安定所と共同で運営する「川西しごと・サポートセンター」を就労に関する課題解決を支援する拠点と位置づけ、労働や就労に関する相談や課題解決に向けたセミナーの開催など、伴走的な支援を推進します。



川西しごと・サポートセンター

★市内における就労機会の創出に向けて、地域未来投資促進法に基づく本市基本計画での税の優遇措置や、兵庫県の産業立地条例に基づく支援措置の併用などにより企業立地を促進します。

- 兵庫労働局が設置する、若者（15～39歳まで）の就労支援を目的とした「若者キャリアサポート川西」での職業相談や面接会、セミナーを継続して実施し、人材の確保と育成を図ります。
- 若者を対象とした就労体験事業を継続して実施し、市内事業者などへ就労を支援することで、希望する就労に向けて就労希望者を支援します。

施策の方向性② 働き方に関する啓発の推進

•「長時間労働の是正」、「多様で柔軟な働き方の実現」、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」などに向けて、労政ニュースを発行し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。また、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定」の情報提供やホームページでのPRを行うなど、より積極的にワーク・ライフ・バランスの啓発を推進します。



働き方セミナー（イメージ）

- 多様な働き方の啓発に向けて、多様な働き方を啓発するセミナー・相談会の開催や動画の作成など、多様な働き方の実現に向けた支援施策を検討し、より実践的に支援します。
- 労働問題に関する相談に応じる労働相談や働くうえで役立つ知識を身につける労働者支援セミナーを実施し、労働者の働き方や労働環境の向上を図ります。
- 市内に複数存在している「コワーキングスペース」を活用したりリモートワークのPRなど、多様な働き方の普及啓発を推進します。

施策の方向性③ 勤労者福祉の充実

★川西市で働く中小企業従業員のための勤労者福祉事業（健康診断などの厚生事業、慶弔給付などの給付事業）を行っていた「パセオかわにし」の令和5年（2023年）3月末での事業終了に対応し、産業保健推進事業による健康診断を実施します。また、民間健康診断事業者に関する情報提供など、高いニーズのある法定健診サービスの継続的な実施に向けた支援施策を図ります。

- 優れた技能を持ち長年の経験がある技能功労者と、市内の同一事業所に長年勤務する優良従業員への表彰を継続して実施し、市内産業の重要な担い手の意欲の向上を図ります。

4-3. 就労困難者への支援

就労意欲のある女性や高齢者、障がい者などの多様な働き手の就労に向けた支援を行うことで、人材不足の解消やダイバーシティの実現へとつながるよう、就労や職業能力の向上に向けた支援を行います。また、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。民間企業の法定雇用率は令和5年度（2023年度）2.3%です。従業員43.5人以上雇用している事業主は、障がい者1人以上雇用しなければなりません。なお、法定雇用率は、令和6年度（2024年度）に2.5%、令和8年（2026年）7月に2.7%と段階的に引き上げられる予定です。

施策の方向性① 障がい者、高齢者への支援





- ★障がい者などからの就労に関する相談や職場定着、雇用先の開拓など障がい者などの一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設します。
- 国の補助に連動する形で障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金制度を実施するほか、障害者雇用・就業支援ネットワークなどで関係機関と連携を図りながら障がい者の就労に向けた支援を推進します。また、国、県などと連携し、高齢者の就労支援施策も含め、就労・労働についての支援施策をまとめたハンドブックを作成し、高齢者の就労に向けた支援を推進します。
- 関係団体や市内事業者で構成する「障がい者雇用・就労推進本部」を中心に、障がい者の一般雇用及び福祉的就労を一体的に推進し、障がい者の雇用と就労の拡大を進めるとともに、企業とのネットワークづくりなど、障がい者の雇用と就労に向けた施策を進めます。

施策の方向性② ダイバーシティの推進

- 多様な働き方やダイバーシティの啓発に向け、市内事業者を対象としたセミナーの実施や市ホームページで先行する市内事業者の取組みの紹介・PRなど、啓発の推進を図ります。

■ 評価指標

基本方針4. 産業を担う人材確保と育成

指標名	基準年度	基準値	目標値 (R9年度)	方向性	根拠資料
市民の就業率	R2	46.90%	50.00%		国勢調査
求人の充足率	R4	10.50%	13.00%		伊丹公共職業安定所
自分の仕事に充実感がある市民の割合	R4	79.50%	80.0%		市民実感調査
川西しごと・サポートセンターの就職件数	R4	577件	600件		伊丹公共職業安定所

第3章 産業ビジョンの推進

1. ビジョンを推進する各主体の役割

産業ビジョンに掲げた取組みを推進するためには、産業振興のための共通認識のもと、市（行政）や商工会、JA、事業者、商店会などの関係団体はもちろんのこと、市民と協力しながら、一体となって進めていく必要があります。

そのため、それぞれの主体がその役割を果たしながら、相互に連携を図る体制を整えます。

【市（行政）の役割】

- ・市は、市域の特性を踏まえ、産業施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・市は、産業施策を推進するために、必要な予算上の措置を講ずる。
- ・市は、産業施策の推進にあたり、国、兵庫県、関係自治体、大学、その他の機関・団体との連携及び協力を努める。

【民間事業者の役割】

- ・市内の事業者は、自らの事業の発展及び経営基盤の強化に努める。
- ・市内の事業者は、地域の働く場として雇用の創出や継続に努める。
- ・市内の事業者は、市が行う産業施策及び経済団体が実施する産業の発展のための活動に協力するよう努める。
- ・市内の事業者は、産業の振興のための活動を通じて、地域社会に貢献するよう努める。

【経済団体の役割】

- ・経済団体等は、事業者の自助努力及び経営基盤の強化などの取組みを支援する活動を行う。
- ・経済団体等は、産業の振興のための活動を通じて、地域社会に貢献するよう努める。
- ・経済団体等は、当該団体への加入を促進するよう努める。

【市民の役割】

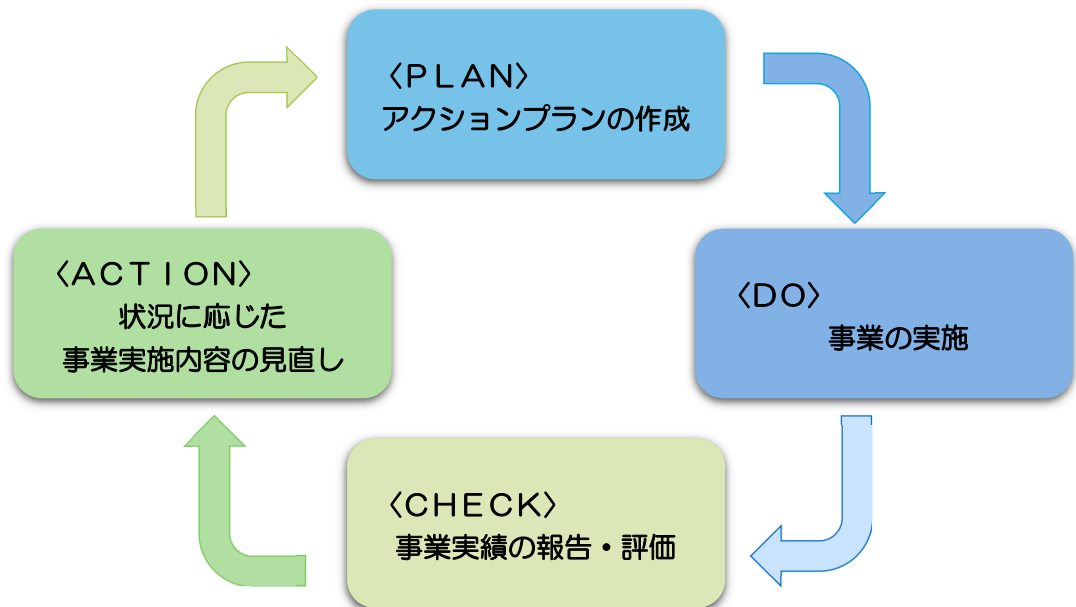
- ・市民は、産業の活性化が地域における生活の質の向上につながることを理解し、市内の商店やサービスの利用、産物の購入などにより、産業の振興に協力するよう努める。
- ・市民は、産業の振興のためのイベントなどに積極的に参加し、まちのにぎわいに寄与するよう努める。
- ・市民は、事業者などと協力し、まちのにぎわいの主体となるよう努める。

2. 産業ビジョンの推進体制

後期計画の着実な推進に向けて、市はもとより、産業活動の主体である民間事業者をはじめ、経済団体や外部支援機関、市民などが社会経済情勢に対して柔軟に対応しつつ、それぞれの役割を十分に果たすことが重要です。後期計画に記載する「施策の方向性」として示した内容を基礎として、具体的な事業の実施内容や時期を示す「アクションプラン」を作成します。

この「アクションプラン」の作成にあたっては、実施する事業分野に対応した専門家などからの助言などの支援や事業者、関係団体、外部支援機関との協働体制を構築する必要があります。また、その推進状況を把握・分析するため、個別事業の実施件数などのアウトプットや評価指標の状況を取りまとめ、結果を「川西市産業ビジョン推進委員会」に報告し、その時点における課題や対応の方向性について調査・審議します。

●アクションプラン推進体制のイメージ



川西市 産業ビジョン

令和6年3月策定・発行
(発行) 川西市
(編集) 市民環境部 産業振興課
〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号
TEL 072-740-1162

この冊子は市役所内で印刷しています。